

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和3年度)

様式

作成日 2021/10/06

最終更新日 2021/10/06

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		令和3年10月6日
国立大学法人名		国立大学法人東京工業大学
法人の長の氏名		益 一哉
問い合わせ先		総務課法規グループ (03-5734-2038, som.hoki@jim.titech.ac.jp)
URL		https://www.titech.ac.jp/

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		<p>確認方法</p> <p>令和3年度第2回経営協議会（令和3年6月24日開催）において、本学における国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等について説明を行うとともに意見聴取を行い、令和3年度第3回経営協議会（令和3年10月6日開催）における審議を経て了承を得た。</p> <p>確認結果</p> <p>本学における国立大学法人ガバナンス・コードの適合状況等については、すべての原則について実施していることを確認した。</p>
監事による確認		<p>確認方法</p> <p>令和3年度第2回経営協議会（令和3年6月24日開催）において、各原則等の適合状況等について説明を行うとともに意見聴取を行い、令和3年度第3回経営協議会（令和3年10月6日開催）において最終確認を行い、了承を得た。</p> <p>確認結果</p> <p>本学における国立大学法人ガバナンス・コードの適合状況等については、すべての原則について実施していることを確認した。</p> <p>（改善点）</p> <p>①経営協議会の学外委員の選考方針に関して、委員の構成に加えて、各々の役割を明確にすることが望まれる。</p> <p>関連する原則等：補充原則3-1-1①</p> <p>②現状、収支予算の合計となっている中期的な財務計画については、設備、人員計画を含む資金計画まで発展させることが望まれる。</p> <p>関連する原則等：補充原則1-3⑥（3）</p>
その他の方法による確認		

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		

記載事項	更新の有無	記載欄
<p>原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を 実現するための道筋</p>		<p>①ビジョン 本学のミッションを踏まえ、『「科学技術の新たな可能性を掘り起こし、社会との対話の中で新時代を切り拓く」ことを目指すとともに、長期目標である「世界最高の理工系総合大学」を実現すること』を指定国立大学法人構想において掲げており、これを本学のビジョンとして位置付けている。</p> <p>②目標及び具体的な戦略 さらに同構想において本学の教育研究の卓越性及び社会・経済への貢献に関する3つの到達目標及び目標へ到達するために目指すべき5つのアウトカム並びにそこに至るまでの工程表を設定するとともに、これらを反映した本学の中期計画・中期目標を定め、確実な実現に向けた取組みを行っている。</p> <p>○指定国立大学法人構想 https://www.titech.ac.jp/about/policies/designated_national_university.html</p> <p>○中期計画・中期目標 https://www.titech.ac.jp/about/overview/mid_term_goals.html</p> <p>○財務レポート2020 https://www.titech.ac.jp/about/disclosure/pdf/report_2020.pdf</p>
<p>補充原則 1 - 2 ④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等</p>		<p>本学のミッションを踏まえ、目標を達成するための戦略として、指定国立大学法人構想において5つのアウトカム及び工程表を設定し、経営協議会においてその進捗を管理している。また、これらは中期計画・年度計画に反映し実行しており、その進捗状況及び検証結果を各年度の業務実績報告書等として公表するとともに、当該結果を踏まえ翌年度の年度計画等に反映させている。</p> <p>○中期計画・中期目標・年度計画 https://www.titech.ac.jp/about/overview/mid_term_goals.html</p> <p>○国立大学法人評価 https://www.titech.ac.jp/about/disclosure/evaluation/national_university.html</p>
<p>補充原則 1 - 3 ⑥ (1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制</p>		<p>本学は、運営組織として、戦略統括会議、未来社会DESIGN機構を始めとした学長の戦略的な大学運営に係る意思決定を補佐する学長室、全学的な戦略に基づき企画立案から業務執行までを担う企画立案執行組織、適正な事業遂行のための監視・牽制機能を有する監査室等を設置するとともに、教育研究組織として、学校教育法上の大学、大学院である理学院、工学院、物質理工学院、情報理工学院、生命理工学院及び環境・社会理工学院の6の学院、リベラルアーツ研究教育院、科学技術創成研究院等を設置し、自主的、自律的、戦略的な法人経営を実現している。また、関係規則において各組織の目的、任務等を明確にしている。</p> <p>○国立大学法人東京工業大学規則集（第1編 組織及び運営） http://www.somuka.titech.ac.jp/reiki_int/reiki_taikei/r_taikei_01.html</p>
<p>補充原則 1 - 3 ⑥ (2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</p>		<p>教職員の適切な年齢構成を実現するため、教員の職位別の構成比率の偏りのない人事計画を策定し、若手教員の雇用を促進している。また、国立大学法人東京工業大学行動計画を策定し、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うことで女性管理職及び女性教員を増やすとともに、ダイバーシティの推進を図る観点から、女性又は外国人の教員を採用した部局へのインセンティブの付与、教員の国際公募の標準化等の人事施策を行っている。（女性管理職の割合、外国人教員等の割合についてはそれぞれ20%を目標）</p>

<p>補充原則 1 - 3⑥ (3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>	<p>更新あり</p>	<p>中期目標・中期計画を達成するために必要な支出額を勘案した上で収入の見通しを算出し、中期的な財務計画を策定している。 第3期中期目標期間においては、『出藍の学府の創造。日本の東工大から世界のTokyo Techへ』を基本方針に掲げ、学長のリーダーシップの下、大学の総力を結集して世界のトップスクールに比肩しうる教育研究体制を構築することを目標に掲げ、当該目標を実行するための財務計画を策定している。 ○中期目標・中期計画 https://www.titech.ac.jp/about/overview/mid_term_goals.html このほか、本学の将来構想に基づく「3キャンパスの総合的利用方針」及びキャンパス計画における長期的なビジョンとなる「キャンパス・マスタープラン2016」を定め、これらを踏まえた施設の修繕計画等を策定している。 ○3キャンパスの総合的利用方針 http://www.sisetu.titech.ac.jp/sisetu/03kikaku_keikaku/03campus_plan/3campus.html ○キャンパス・マスタープラン2016 http://www.sisetu.titech.ac.jp/sisetu/03kikaku_keikaku/03campus_plan/cmp2016.html また、指定国立大学法人構想におけるアウトカムの一つとして、本学の教育研究基盤の自立的な発展を掲げ、外部資金の獲得と戦略的な資源配分を踏まえた2030年までの財務計画を策定している。</p>
<p>補充原則 1 - 3⑥ (4) 及び補充原則 4 - 1③ 教育研究の費用及び成果等 (法人の活動状況や資金の使用状況等)</p>		<p>教育・研究コストの見える化の取組として、部局別の資源配分・コスト・成果の分析、セグメント情報、組織別・活動別コスト情報等の作成を行っており、戦略統括会議において共有・活用するとともに、財務レポート、コストの見える化の取組として本学WEBサイトにおいて公表している。 ○財務情報 https://www.titech.ac.jp/about/disclosure/finance.html ○コストの見える化 https://www.titech.ac.jp/0/pdf/82-cost-r1.pdf</p>
<p>補充原則 1 - 4② 法人経営を担いする人材を計画的に育成するための方針</p>	<p>更新あり</p>	<p>学内の若手教職員を中心に大学経営を主体的に担う人材を長期的な視点で育成し、登用を行う。 この仕組みとして、「マネジメント人材育成プログラム」を実施しており、令和2年度から部局長等の推薦があった若手教員を中心に研修等を行っている。 また、次世代型人事制度として、大学の経営力強化のための企画立案、事業展開等の業務を行う高度専門職員を設置し、職種を超えた横断的異動を可能とし、教職員の立場からも早期にマネジメントに参加できる仕組みを整備しており、令和2年度から採用を開始している。</p>

<p>原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等</p>	<p>更新あり</p>	<p>学外者 2 名（行政機関 1 名，弁護士 1 名）を含む 5 名の理事・副学長のほか，業務の高度化等に応じポストを随時拡充し，現在は外部人材を含む 13 名の副学長を配置する（弁護士 1 名，企業経営者 2 名，シンクタンク 1 名）とともに，理事・副学長のうち 1 名を総括理事・副学長（プロポスト）に任命し，総括理事・副学長が各理事・副学長の横断的な調整を行う体制としている。また，学長の機動的な意思決定を補佐する役割を担う「学長室」，各理事・副学長の下で，全学的な戦略に基づき企画の立案及び業務の執行を機動的に行う「企画立案執行組織」を整備し，学長の意志決定や業務執行をサポートする体制を整備している。</p> <p>また，役員，副学長を始めとした幹部級教職員を学内外の研修に参加させ，経営力の強化に向けた人材育成も進めている。さらに，各補佐人材の責任・権限等は，規則等で明確にし，これを公表している。</p> <p>○役員一覧 https://www.titech.ac.jp/about/overview/board/</p> <p>○副学長一覧 https://www.titech.ac.jp/about/overview/vice_presidents/</p> <p>○国立大学法人東京工業大学組織運営規則 http://www.somuka.titech.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/x385RG00001061.html</p> <p>○国立大学法人東京工業大学理事・副学長に関する規則 http://www.somuka.titech.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/x385RG00000005.html</p> <p>○国立大学法人東京工業大学副学長に関する規則 http://www.somuka.titech.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/x385RG00000009.html</p> <p>○国立大学法人東京工業大学理事・副学長及び副学長の職務分担等に関する規則 http://www.somuka.titech.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/x385RG00001190.html</p>
<p>原則 2 - 2 - 1 役員会の議事録</p>		<p>役員会は，月に 2 回定期として開催し，また，学長が必要と認めた場合は臨時的な役員会を開催している。またその役割である次に掲げる事項についての審議事項及び報告事項についての概要を議事要録として公開している。</p> <p>また，各議題について，役員がそれぞれの担当職務又は専門分野等の観点から内容を確認し，自由に意見を述べ，十分な検討・討議をしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標についての意見及び年度計画に関する事項 ・文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項 ・予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 ・大学，学院その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項 ・その他役員会が定める重要事項 <p>○国立大学法人東京工業大学役員会規則 http://www.somuka.titech.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/x385RG00000010.html</p> <p>○議事録 https://www.titech.ac.jp/about/disclosure/other/major_meetings/</p>
<p>原則 2 - 3 - 2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況</p>		<p>①外部の経験を有する人材を求める観点 例えば，資産の活用，基金の運用，産学連携等，教学以外の分野について専門性の高い人材を副学長として配置するなど，大学として強化すべき分野かつ，外部の視点を活用すべき点を絞った上で，本学の実情についての分析及び理解を行い大学の発展に資することのできる人材の配置を行っている。</p> <p>②外部の経験を有する人材の登用状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事・副学長（行政機関 1 名，弁護士 1 名） ・副学長（企業経営者 2 名，シンクタンク 1 名） ・学長特別補佐（教育研究機関等 2 名）

<p>補充原則 3-1-1① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫</p>		<p>本学同窓会，他大学の長，関係自治体の長，産業界の役員等経験者などから構成することとしており，法人運営に反映させるべく，様々な観点から幅広く意見を聴いている。会議資料は事前に送付し目を通してもらい，審議事項だけではなく，意見交換する議題を適宜設定し，審議を活性化させる運営方法を工夫している。また，本会議への出席が難しい委員に対しては，学長又は理事・副学長が大学運営の現状を説明するために訪問し，委員が的確に法人運営を把握できる工夫を行っている。</p> <p>○経営協議会構成員名簿 https://www.titech.ac.jp/about/overview/administration/</p>
<p>補充原則 3-3-1① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由</p>		<p>学長に必要とされる資質・能力に関する基準，選考結果，選考過程及び選考理由については，学長選考会議が定め，本学WEBサイトにおいて公表している。</p> <p>○過去の学長選考（学長選考結果等） https://www.titech.ac.jp/about/disclosure/president_nomination/past.html</p> <p>○学長候補者選考の公示（資格及び選考方法等並びに学長像） https://www.titech.ac.jp/about/disclosure/pdf/29gakutyuu_kouji.pdf https://www.titech.ac.jp/about/disclosure/pdf/29gakutyouzou.pdf</p> <p>○東工大ニュース「次期学長候補者を決定」（学長選考理由） https://www.titech.ac.jp/news/2017/039431.html</p>
<p>補充原則 3-3-1② 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無</p>		<p>学長の任期は4年，再任は2年，また，再任後の取扱いとして，引き続き学長に就任することができ，この場合においては，新たに学長に就任するものとみなすことを規則に定め，公表している。また，同規則において，その改正については学長選考会議の審議を経ること，及び当該規則に定めるもののほかに必要な事項がある場合は，学長選考会議の審議を経ることとしている。</p> <p>○国立大学法人東京工業大学学長の任期に関する規則 http://www.somuka.titech.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/x385RG00001305.html</p>
<p>原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き</p>		<p>学長選考会議は，学長選考会議の委員から国立大学法人法第17条第2項又は第3項に定める事由による学長の解任請求があった場合の手続きを，以下の規則に定め，公表している。</p> <p>○国立大学法人東京工業大学学長候補者の選考及び学長解任の申出に関する規則 http://www.somuka.titech.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/x385RG00000003.html</p>
<p>補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果</p>		<p>学長選考会議は，毎年度，学長の業務執行状況について，学長から説明聴取した上で，質疑応答を行い，その評価結果を以下のとおり公表している。</p> <p>○学長選考（学長の業務執行状況） https://www.titech.ac.jp/about/disclosure/president_nomination/</p> <p>○学長選考会議議事録 http://www.somuka.titech.ac.jp/somu/gakuchosenkou/R2/gakuchosenkou2-1.pdf</p>
<p>原則 3-3-4 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由</p>		<p>本学には国立大学法人法（平成15年法律第112号）第10条第3項に規定する大学総括理事を置いていない。</p>

<p>基本原則 4 及び原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・教育研究資金の適正な運営・管理等の責任体制 ・不正防止計画の策定 ・監事の配置及び監事監査の実施 ・内部統制を担当する理事・副学長の配置 ・理事・副学長が室長を務める監査室の設置及び内部監査の実施 ・会計監査人による会計監査等の各種監査 ・不正行為に係る総合通報・相談窓口の設置 ・利益相反マネジメントの実施 <p>等により内部統制の仕組みを整備・実施し、直近では令和2年1月に不正防止計画を見直すなど適時見直しを図っている。また、これらについては、本学WEBサイトにおいて公表されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公正な研究活動 https://www.titech.ac.jp/about/policies/efforts/activities/ ○組織、業務及び財務についての評価に関する情報（監査関係） https://www.titech.ac.jp/about/disclosure/national.html ○利益相反マネジメント https://www.ori.titech.ac.jp/coi-management/
<p>原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫</p>		<p>本学に関する基本的な情報をまとめ、整理したWEBページ「東工大について」を用意し、本学WEBサイトのトップページから、わかりやすい形で誘導している。また、法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく伝えることを目的として、それらの情報を企業に近い形でひとつにまとめた報告書を公表するとともに、本学組織、教職員・学生数等の基礎情報を統計データとしてまとめたデータブックを公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○東工大について https://www.titech.ac.jp/about/ ○財務情報（財務レポート等） https://www.titech.ac.jp/about/disclosure/finance.html ○統計データ（データブック） https://www.titech.ac.jp/about/disclosure/facts.html

<p>補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況</p>		<p>本学WEBサイトでは、大学・大学院で学びたい方、企業・研究者、卒業生、在学生等のカテゴリごとに、有用な情報を整理し、まとめるとともに、財務情報など経営に関する情報を含む本学の基本的な情報、教育、研究、社会貢献等情報の内容に応じた情報の整理も行い、トップページから分かりやすく誘導している。また、タイムリーな記事を中心に東工大の教育・研究活動を広く一般向けに平易な表現で発信する「スペシャルトピックス」、高校生・受験生向けに冊子・WEB双方で大学関係の情報を発信する「TechTech」、本学の日々の多様な活動をニュース形式で広く学外に紹介する「東工大ニュース」、東工大ニュースの中から研究成果のプレスリリースについてのニュースを配信する「研究最前線」など、多様な関係者を想定し、整理・工夫をした上で情報を発信している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本学WEBサイトトップページ https://www.titech.ac.jp/ ○東工大について（経営情報等） https://www.titech.ac.jp/about/ ○社会連携 https://www.titech.ac.jp/outreach/ ○スペシャルトピックス https://www.titech.ac.jp/gallery/ ○広報誌（TechTech） https://www.titech.ac.jp/about/overview/publications/ ○東工大ニュース https://www.titech.ac.jp/news/
<p>補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報</p>		<p>東工大教育ポリシーにおける3つの方針のうち、ディグリーポリシーが学生が大学で身に付けることができる能力を示している。また、同方針の1つであるカリキュラムポリシー及びシラバスでその根拠を示している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ディグリーポリシー及びカリキュラムポリシー https://www.titech.ac.jp/about/policies/education/ ○シラバス http://www.ocw.titech.ac.jp/ <p>学生の満足度については、アンケートを実施し、公表している。 https://www.eduplan.titech.ac.jp/activity/investigation/</p> <p>学生の進路状況についても本学WEBサイトで公表している。 https://www.titech.ac.jp/enrolled/career/graduates.html</p>
<p>法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項</p>		<p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 https://www.titech.ac.jp/about/disclosure/national.html</p>